

Web12 書協会員社あて「音楽著作物の引用問題に関するご報告とお願い」（1985年7月31日）社団法人日本書籍出版協会著作 出版権委員会、
 雑協各社編集責任者あて「音楽著作物の『引用』問題について」（昭和60年9月12日）社団法人日本雑誌協会著作権委員会

1985年7月31日

会 員 各 位

社団法人 日本書籍出版協会
 著作・出版権委員会

音楽著作物の引用問題に関するご報告とお願い

拝啓 時下益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

さて、1983（昭和58）年12月、音楽著作物使用料規程の改訂に際し、著作権法第32条に定める「引用」の解釈については、JASRAC（社団法人日本音楽著作権協会）と書籍協会・雑誌協会とで引続き協議することになっていましたが、去る6月21日の両者の会合で認識の統一をみましましたので、ご報告とお願いを申し上げます。

新著作権法制定以来、書協では「引用される著作物と本文とのあいだに正しい関連が認められ」「新たに書かれた部分が<主>で、引用された部分が<従>であることが客観的にみて明確であることが一つのめど」（『出版社のための著作権法解説』）と、法第32条引用の「公正な慣行」「正当な範囲」について解釈し実行してきました。一方、JASRACでは、文芸家協会との間で、小説における引用に関し、その特殊性に鑑みて、楽譜については2分の1以内、歌詞については1節以内、と法の規定にない分量上の制限を取り決め、これを著作物一般に適用するむきがありました。

そこで、3回にわたる会合の中で、JASRAC側は、音楽著作物の

引用にあたりと判断する実例と判断を留保している実例を示し、書協・雑協側は歴史・評論・学参等の引用の実例を提示し、検討した結果、その実際から、引用は量だけで判断すべきではないと一致いたしました。さらに、双方で疑問を感ずるような事例が出た場合には、すみやかに会合を開いて両者協議のうえ解決をはかることも確認いたしました。

しかし、出版社の中には、この量の観点からのみ申請していた事実もあるようですし、JASRACの窓口が今後も、量の物差しではかる可能性もあります。

したがいまして、申請に際し疑点があれば事前に書協事務局にご相談下さい。今回の会合の統一見解に沿った助言ができると思います。また納得できない申請を要求されたような時には、団体間で会合を開くこともできますので、書協事務局にご連絡下さい。いずれにしても、引用につきましては、著作権法第32条にある「公正な慣行」を定着させるため、会員各位のいっそうのご協力をお願いいたします。

敬 具

